

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

令和\*\*年\*\*月\*\*日

(宛先) さいたま市長

届出者 〒\*\*\*-\*\*\*  
 住所 埼玉県さいたま市〇区〇〇\*-\*  
 氏名 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*

令和\*\*年\*\*月\*\*日付け第 10110\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定に **該当する項目にチェックを記入すること。**

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 を含むにするため。	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 を取扱っている。

変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物(水銀含有ばいじん等)が定義されたため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日(法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30 日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(添付書類 1)

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取り扱い一覧

産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物		水銀含有ばい じん等		限 定
	直送 のみ	積替 保管	直送 のみ	積替 保管	
燃え殻			×	×	
汚泥	×	×	×	×	
廃油	×	×			
廃酸	×	×	×	×	
廃アルカリ	×	×	×	×	
廃プラスチック類	○	○			石綿含有産業廃棄物を除く
金属くず	○	○			
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	○	○			石綿含有産業廃棄物を除く
鉱さい			×	×	
ばいじん			×	×	

- \* 1 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）について、該当する産業廃棄物の種類の欄に○（丸印）を、該当しない場合は×（バツ印）を記載すること。
- \* 2 上表にない水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、行を追加し記載すること。
- \* 3 限定等欄は、既許可の産業廃棄物の種類の限定を記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

(1) 事業の概要

・主に、埼玉県内の工場、事務所、倉庫等から出る廃蛍光管を収集し、自社積替え保管場所へ運搬し、積替え後中間処理場へ運搬する。

(2) 営業範囲

・埼玉県、東京都

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻					
2	汚泥					
3	廃油					
4	廃酸					
5	廃アルカリ					
6	廃プラスチック類	* t/月	固形	製造業等 さいたま市〇区	さいたま市〇区〇〇* - *- *	株式会社〇〇 埼玉県〇〇市〇〇
7	紙くず					
8	木くず					
9	繊維くず					
10	動植物性残さ					
11	動物系固形不要物					
12	ゴムくず					
13	金属くず	* t/月	固形	製造業等 さいたま市〇区	さいたま市〇区〇〇* - *- *	株式会社〇〇 埼玉県〇〇市〇〇
14	ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず	* t/月	固形	製造業等 さいたま市〇区	さいたま市〇区〇〇* - *- *	株式会社〇〇 埼玉県〇〇市〇〇
15	鋳さい	↑				
16	がれき類					
17	動物のふん尿					
18	動物の死体					
19	ばいじん					
20	施行令第2条第13号廃棄物					

水銀使用製品産業廃棄物が、複数の品目で構成される産業廃棄物の場合は、等分して運搬量を記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧		自動車検査証の写しを添付すること。			
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	大宮 100 あ*****	3,800	株式会社〇〇〇〇	継続・新規・削除
2	キャブオーバー	大宮 100 い*****	8,000	株式会社〇〇〇〇	継続・新規・削除
3					継続・新規・削除
4					継続・新規・削除
5					継続・新規・削除
6					継続・新規・削除
7					継続・新規・削除
8					継続・新規・削除
9					継続・新規・削除
10					継続・新規・削除
事務所の所在地		さいたま市〇区〇〇*-*-*			
駐車場の所在地		さいたま市〇区〇〇*-*-* ※ 付近の見取図を添付すること。		容器を使用して収集運搬を行う水銀使用製品産業廃棄物の名称を記載すること。	
(2) その他の運搬施設の概要		カタログ等の説明資料を添付すること。			
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
	プラスチックダンボール	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.09m <sup>3</sup>	蛍光灯（蛍光管）	
	オープンドラム	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む）	200L	蛍光灯（蛍光管）	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

産業廃棄物の種類	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む、<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む</p>	
保管の目的	積替えのための保管	
該当する項目にチェックを記入すること。	7日間	
施設の所在地	さいたま市〇区〇〇*-*-*	
事業地の面積	*、*** m <sup>2</sup>	
土地所有者	本人・一部本人・他人（「事業地の状況」のとおり）	
保管の状況	施設の面積	*. ** m <sup>2</sup>
	保管の高さ	*. ** m
	保管状況	屋内 屋外（耐荷重性：有・無）
	保管容器使用	有 無
	容器等の名称	① プラスチックダンボール ② オープンドラム
	容量及び数量	① 0.09m <sup>3</sup> × *個 ② 200L × *個
環境保全対策	囲い・表示	他の廃棄物と区画を分け、必要事項を表示板にて表示
	飛散防止措置	容器保管
	流出防止措置	容器保管
	浸透防止措置	コンクリート床
	悪臭防止措置	容器保管
	ねずみ及び蚊等の防止措置	必要に応じ防虫剤を散布
その他	作業時間	
	責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないように区分して保管できる仕様であること。</li> <li>水銀含有ばいじん等は、水銀が金属水銀として含まれる場合は、積替え又は保管中に揮発した水銀が保管容器又は梱包からの漏れることのない仕様であること。</li> <li>水銀含有ばいじん等は、高温にさらされないよう積替え又は保管できる仕様であること。</li> </ul>

※1 構造を明らかにする平面図を添付すること。

※2 屋外における保管で、られていることの証明書

見取  
保さ

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	大宮 100 あ****
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の全面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul> <p>自動車検査証に記載の車体の形状ごとに任意の1台の写真を添付すること。</p>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること。</li></ul> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
撮影	令和** 年 ** 月 ** 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	<b>プラスチックダンボール</b>	用途	<b>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む）</b>
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）の<b>運搬容器</b>ごとに写真を添付すること。</p> </div>			
撮影			令和**年**月**日

運搬容器等の名称	<b>オープンドラム</b>	用途	<b>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む）</b>
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>			
撮影			令和**年**月**日